

岩手県告示第658号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年7月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社北部電工
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市上小舟渡126番地の2
    - ウ 代表者の氏名 小野寺清孝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2928号
  - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月6日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年7月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社岩館建設
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町摺沢字新右エ門土手13番地2
    - ウ 代表者の氏名 岩館真哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3982号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年7月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 川口工業有限会社
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字川口第5地割26番地
    - ウ 代表者の氏名 大澤キミ子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6927号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。